



登録利用者制度と図書館サービス

(東京本館で利用者登録をされた方へ)



1 登録利用者制度とは

国立国会図書館は、主として納本制度に基づいて収集した資料を我が国の貴重な文化的な財産として、長期にわたって保存し、国民の利用に供することを任務としています。

収集した資料の切り取り・汚損・亡失を防ぎ、後世に継承するため、来館して書庫内の資料を利用する際には利用者登録をしていただき、責任を持ってご利用くださるようお願いしています。

また、来館せずに国立国会図書館の資料・サービスを利用することもできます。その場合でも、利用者登録をしていただくことで、当館を幅広くご利用いただけます。

2 登録利用者カードの取扱いについて

- ・東京本館、関西館、国際子ども図書館の館内で使用します。来館時には必ず持参してください。
- ・記名者本人のみが利用できます。他人への貸与や譲渡はできません。
- ・所有権は、国立国会図書館に帰属します。不要になった場合は、必ず返却してください。紛失又は破損があった場合は、直ちに届け出てください。
- ・管理には十分注意してください。利用者自身による紛失等により、当館に損害が生じた場合は、賠償を求めることがあります。

3 登録情報を変更したい場合

①来館して変更する場合

本人確認書類を持って利用者登録カウンターで手続きをしてください。

②来館しないで変更する場合

当館ホームページ「国立国会図書館の利用者登録について」で手続きをご案内しています。

<https://www.ndl.go.jp/jp/registration/index.html>

4 登録の有効期限

登録の有効期間は、登録した日から3年間です。また、次のことにより、有効期間はその日から3年間に延長されます。

- ・東京本館、関西館に入館する。
- ・国際子ども図書館児童書研究資料室に入室する。
- ・登録利用者カードの発行を受ける。
- ・本人確認書類を提示した上で、利用者情報の変更手続を行う。
- ・国立国会図書館サーチ又は国立国会図書館デジタルコレクションにログインする。
- ・遠隔複写サービスを利用する（当館が申込みを受け付けた日から3年間に延長されます。）。

失効した場合は、登録利用者としてのサービスが受けられなくなりますので、再度、利用者登録をする必要があります。

※有効期限は、国立国会図書館サーチのトップページで利用者IDとパスワードを入力してログイン後、画面右上の「利用者情報」画面でご確認ください。

※電子メールアドレスを登録されている場合は、失効日の約3か月前に電子メールで更新のご案内をお送りします。



5 登録利用者が利用できるサービス

①東京本館内におけるサービス

書庫資料の利用

所蔵資料の大部分を占める書庫資料が利用（閲覧及び複写☆）できます。

後日郵送複写☆

館内で所蔵資料の複写を申し込み、後日に郵便又は宅配便で複写製品を受け取ることができます。

関西館資料の取寄せ

東京本館に関西館の資料を取り寄せ、閲覧することができます。

東京本館への来館又は国立国会図書館サーチで申し込みができます。

※対象となる資料

洋雑誌、国内博士論文、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、規格資料、海外特許資料、テクニカルレポート、アジア言語資料（図書、雑誌、新聞、マイクロ）など

※資料の状態や形態によっては取寄せできない場合があります。

②来館せずに利用できるサービス

遠隔複写☆

インターネット等で複写を申し込み、郵便又は宅配便で複写製品を受け取ることができます。

- ・当館所蔵資料及び契約により利用できる一部の電子ジャーナルに限ります。
- ・複写する資料と複写箇所の特定が必要です。
- ・複写製品を来館して受け取ることはできません。

個人送信

当館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なものについて、利用者ご自身の端末（パソコン、タブレット、スマートフォン）等を用いてインターネット経由で利用できるサービスです。日本国内に居住している方が対象となります。サービスの利用には個人送信の利用規約への同意が必要です。

※対象となる資料は、当館ホームページ「個人向けデジタル化資料送信サービス」をご覧ください。

https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/individuals_index.html

☆複写サービスは有料です。

◎個人情報の取扱いについては、当館ホームページ「国立国会図書館の個人情報の取扱いについて」をご覧ください。
<https://www.ndl.go.jp/jp/privacy/index.html>